

[No. 1] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。

1. 建築物に設ける消火用の貯水槽は、「建築設備」に該当する。

→ 法2条三（建築設備） （平成28年）

2. 建築材料の品質における「安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分」には、屋外階段で防火上重要であるものとして国土交通大臣が定めるものも含まれる。

→ 法37条（建築材料の品質） 令144条の3（安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分）五 （平成30年）

3. 高さ4mの記念塔の工事用の図面は、「設計図書」に含まれる。

→ 法2条十二（設計図書） 法88条（工作物への準用） 令138条（工作物の指定）三 初

4. 同一敷地内に二つの地上2階建ての建築物（延べ面積はそれぞれ400m<sup>2</sup>及び200m<sup>2</sup>とし、いずれも耐火構造の壁等はないものとする。）を新築する場合において、当該建築物相互の外壁間の距離を5mとする場合は、二つの建築物は「延焼のおそれのある部分」を有している。

→ 法2条六（延焼のおそれのある部分） （平成29年、26年）